

別添 2 地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業

第 1 事業の内容

公募団体のうち、地域において畜産の振興を推進する団体（以下「公募団体 B」という。）は、次に掲げる事業を行うものとする。また、公募団体 B は、第 2 の 1 に規定する生産者集団等が 1 の（1）から（3）まで若しくは（5）若しくは 2 の（1）若しくは（2）の事業を行う場合又は第 2 の 2 に規定する肉用牛ヘルパー利用組合が 1 の（4）の事業を行う場合には、その実施に要する経費を補助するものとする。

1 肉用牛生産基盤強化対策事業

（1）中核的担い手育成増頭推進

地域の中核的担い手が計画的に優良な繁殖雌牛を増頭した場合における増頭実績に応じた奨励金の交付

（2）遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保

地域において、多様な系統群の確保による改良基盤の強化を推進するため、導入計画に基づき、生産者集団等が次の取組を行う場合の奨励金の交付

ア 第 2 の 4 の（1）に規定する要件を満たす雌牛を購入し、一定期間自ら飼養する場合

イ 第 2 の 4 の（1）に規定する要件を満たす雌牛を購入し、農業者、公共牧場及び農事組合法人を含む農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。以下同じ。）に対し、一定期間貸し付ける場合（生産者集団等が他の生産者集団等又は市町村を経由して、貸し付ける場合を含むものとする。）

（3）繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条の 3 第 1 項に基づく都道府県計画において示された経営指標に沿って実施する肉用牛経営の育成及び繁殖雌牛の増頭に資するアの取組又は繁殖雌牛を飼養する生産者における子牛の健康維持に資するイの取組を実施する経費の補助

ア 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等

（ア）簡易牛舎（育成牛舎（繁殖牛舎と一体的に整備するものを含む。）を含む。）の整備、施設の改造に必要な資材の支給及び器具機材の導入（この項によりこの事業の実施に要する経費を補助する対象となる簡易牛舎、資材及び器具機材を「簡易牛舎等」という。以下同じ。）

（イ）簡易牛舎等をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽

減

イ 子牛の健康維持に資する器具機材

(ア) 子牛の健康維持に資する器具機材（細霧装置、子牛用ヒーター）（以下「子牛用器具機材」という。）の導入

(イ) 子牛用器具機材をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減

(4) 肉用牛ヘルパー推進

ア 肉用牛ヘルパーの組織化のための協議会の開催、計画策定

イ 肉用牛ヘルパーの適正運営のための機具の整備等

ウ 肉用牛ヘルパー要員の確保のための募集活動、傷害保険等の加入促進

エ 肉用牛ヘルパーの出役調整

オ 肉用牛ヘルパーに係る研修会等の開催

カ 肉用牛ヘルパーに必要な機具の借上げ

キ 傷病時等、高齢者等及び放牧管理時を対象とした肉用牛ヘルパーの利用促進

(5) 特定地域肉用牛等広域処理円滑化支援

離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、沖縄県、鹿児島県奄美市及び同県大島郡（以下「離島等」という。）において発生した死亡牛（96か月齢未満の肉専用種等をいう。以下同じ。）の広域処理の円滑化を図るため、島外の死亡牛処理施設等への海上輸送の取組

(6) 肉用牛振興推進指導

(1) から (5) までの事業を円滑に実施するための会議の開催、先進事例の調査、肉用牛ヘルパーの実態調査及び推進指導

2 地域の特色ある肉用牛振興対策事業

(1) 地方特定品種等の振興

ア 地域の生産、販売計画の策定、周知

品種の特徴を活かした給与飼料、飼養管理や肉牛出荷等の生産、販売及び飼養頭数の維持・増頭に向けた計画の策定、周知の取組

イ 特徴ある牛肉生産等

特徴ある牛肉生産のため行う放牧地の利用向上に係る放牧地の整備、有機飼料等の生産、まき牛の導入、多様な系統群を確保するための他の都道府県からの種雄牛の導入、粗飼料多給のための飼料生産及び実践農家等の認証等の取組

ウ 計画出荷対策

食肉供給を安定的にするために行う、出荷計画に基づく肥育牛の出荷

時期調整に対する奨励金の交付

エ 飼養頭数の維持・増頭に関する取組支援

- (ア) 効率的な生産体制の構築のための性判別精液及び遺伝的多様性の確保を図るための希少系統の精液を活用した子牛生産の支援
- (イ) 放牧等における繁殖性を向上するための発情発見装置及び分娩監視装置等の機器等の導入
- (ウ) 遺伝的に優良な雌牛から受精卵を効率的に確保・利用するための受精卵採取及び移植の取組

(2) 離島等及び山振地域における肉用牛振興

ア 離島等子牛流通活性化

- (ア) 離島等において生産された12か月齢未満の肉専用種の子牛（以下「離島等子牛」という。）を、当該離島等に住所を有しない肉用牛の生産者が家畜市場において購入する場合における当該購入者に対する奨励金の交付
- (イ) 離島等子牛に係る集出荷計画の策定、家畜取引情報の収集及び提供
- (ウ) 離島等の生産者が離島等子牛を島外の家畜市場に出荷する場合における当該出荷者に対する奨励金の交付

イ 山振地域子牛流通活性化

山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村（以下「山振地域」という。）において生産された12か月齢未満の肉専用種の子牛（以下「山振子牛」という。）を、当該山振地域の所在する都道府県内に住所を有する肉用牛の生産者が山振地域内の家畜市場において購入する場合における当該購入者に対する奨励金の交付

ウ 優良子牛適正出荷推進

- (ア) 離島等及び山振地域に住所を有する肉用子牛の生産者が、離島等子牛及び山振子牛を家畜市場に出荷する場合における当該出荷者に対する奨励金の交付
- (イ) 肉専用種の子牛の斉一化を図るために必要な器具機材等の導入

エ 子牛流通活性化推進

離島等及び山振地域の子牛流通の活性化を推進するための普及推進活動

(3) 地域の特色のある肉用牛生産推進指導

- (1) 及び(2)の事業を円滑に実施するための会議の開催、推進指導

第2 事業の要件

1 生産者集団等

(1) 第1の生産者集団等は、生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、公社及び一般社団法人等とする。

(2) (1)の生産者集団は、3戸以上の農業者から構成され、次に掲げる事項の全てを内容とする規約を有するとともに、その規約について、あらかじめ公募団体Bの長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

また、第1の1の(1)の奨励金の交付対象者である生産者集団（以下「交付対象生産者集団」という。）の構成員は、新たに事業に参加した年度以降3年間は変更できないものとする。ただし、公募団体Bの長がやむを得ないと承認した場合はこの限りでない。

ア 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項

イ 生産者集団の運営に関する事項

ウ 肉用牛生産の振興に関する事項

エ その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

2 肉用牛ヘルパー利用組合

第1の肉用牛ヘルパー利用組合（以下「利用組合」という。）は、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、一般社団法人等若しくは都道府県知事が適当と認めるその他の法人又は農業者の組織する団体であって、次に掲げる事項の全てを内容とする規約を有するとともに、その規約について公募団体Bの長の承認を受けるものとする。また、公募団体Bは、規約の承認に当たっては、都道府県知事に協議するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(1) 利用組合の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項

(2) 利用組合の事業及びその運営に関する事項

(3) 利用組合の経理に関する事項

(4) 肉用牛ヘルパーの業務内容等に関する事項

(5) 肉用牛ヘルパーの利用料金に関する事項

(6) 肉用牛ヘルパーの作業中に起きた損害に関する利用組合及び肉用牛ヘルパーの責務に関する事項

(7) その他肉用牛ヘルパー業務の一部を委託する場合の委託内容等の事業実施に必要な事項

3 中核的担い手育成増頭推進

(1) 中核的担い手育成増頭推進の奨励金交付対象者

第1の1の(1)の奨励金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第6条第1項に規定する生産者補給金交付契約を同項の指定を受けた都道府県肉用子牛価格安定基金協会との間で締結している者であること。また、交付対象生産者集団にあっては、その構成員の全員が同契約を締結していること。

イ 繁殖雌牛の増頭計画を有し、原則として、事業実施年度の前々年度の1月1日から前年度の12月31日までの間に満9か月齢以上の繁殖雌牛を増頭した者、又はその頭数を維持した者であること。ただし、別表1に定める繁殖雌牛の事故等により、繁殖雌牛の頭数を維持できないことがやむを得ないと認められるとき及び事業実施年度の前年に繁殖雌牛を飼養していない者であって、新たに繁殖雌牛の飼養を開始する者は、この限りでない。

ウ 事業実施年度の12月31日現在の繁殖雌牛の飼養頭数が10頭(公募団体Bが奨励金交付対象者の要件として10頭を超える頭数を第3の1の事業実施要領に定める場合は、その頭数。以下このウにおいて同じ。)以上であること。なお、交付対象生産者集団にあっては、事業実施年度の12月31日現在の当該生産者集団の構成員が飼養する繁殖雌牛の合計頭数が10頭以上であること。

(2) 中核的担い手育成増頭推進の奨励金交付対象牛

第1の1の(1)の奨励金の交付対象となる繁殖雌牛は、(3)の期首から期末の間に増頭したものであって、次のアからエまでに掲げる全ての要件を満たし、かつ、オ又はカのいずれかに該当するものとする。

ア 繁殖目的に飼養されている黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種その他の肉専用種(乳用種と肉専用種の交雑種を除く。)であること。

イ 事業実施年度の12月31日現在での月齢が満9か月齢以上であること。

ウ 導入時点での月齢が満72か月齢未満であること。

エ 同一の奨励金交付対象者において、国又は機構から繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けていないこと。

オ 対象牛の枝肉重量の育種価又は期待育種価が第1の1の(1)の事業を実施する都道府県等又は対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位2分の1以上であるか、対象牛のロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値及び脂肪交雑の育種価又は期待育種価のうち2つ以上の

形質の育種価が第1の1の(1)の事業を実施する都道府県等又は対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位2分の1以上であること。

カ 対象牛の枝肉重量の育種価又は期待育種価が第1の1の(1)の事業を実施する都道府県等又は対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位2分の1以上であり、かつロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値及び脂肪交雑の育種価又は期待育種価のうち、1つ以上の形質の育種価が第1の1の(1)の事業を実施する都道府県等又は生産された都道府県等の育種価の上位2分の1以上であること。

(3) 中核的担い手育成増頭推進の奨励金交付対象頭数

第1の1の(1)の奨励金の交付対象とする頭数は、イの期末頭数からアの期首頭数を差し引いた頭数とし、1生産者当たり50頭を上限とする。ただし、交付対象生産者集団にあっては、1集団当たり50頭を上限とし、また、全ての構成員が増頭している場合に限り、奨励金を交付できるものとする。

また、事業実施年度の前年度の事業参加者で、前年度において、当該事業参加者に係る増頭分のうち、期待育種価について、技術的な問題で(2)のオ又はカのいずれかの要件に該当することが判明しなかった繁殖雌牛が、事業実施年度において、同要件に該当することが明らかとなった場合であって、当該事業参加者が事業実施年度に繁殖雌牛を増頭し、その頭数を維持したとき(交付対象生産者集団の構成員にあっては増頭したときに限る。)は、当該繁殖雌牛を奨励金交付対象頭数とすることができるものとする。この場合、1生産者又は1交付対象生産者集団当たりの奨励金の交付対象頭数は、事業実施年度の奨励金交付対象頭数の上限である50頭とは別に、前年度の奨励金交付対象頭数の上限である50頭から前年度に奨励金を交付した頭数を差し引いた頭数又は前年度に期待育種価が判明しなかった頭数のいずれか低い頭数を上限として、事業実施年度の奨励金交付対象頭数に合算することができるものとする。

ア 期首頭数

事業実施年度の前年度の1月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。ただし、(1)のイのただし書により繁殖雌牛の頭数が維持できなかった者の期首頭数は、事業実施年度の前々年度の1月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。

イ 期末頭数

事業実施年度の12月31日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。

4 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保

(1) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保の奨励金交付対象牛

第1の1の(2)の奨励金の交付対象牛は、次のアからウまでの要件を満たし、かつ、エ又はオのいずれかに該当する繁殖雌牛とする。

ア 同一の奨励金交付対象者において、国又は機構が実施する、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る事業の補助金の交付を受けていないこと。

イ 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第32条の9第1項の農林水産大臣の承認を受けた者（以下「登録団体」という。）が行う登録又は登記を受けた肉専用種の雌牛であること。

ウ 父牛又は母牛の育種価又は期待育種価の形質の1つが、全国、第1の1の(2)の事業を実施する都道府県等又は生産された都道府県等のいずれかにおいて上位1／2以内の雌牛であること。

エ 別表2－1に定める利用上位の種雄牛以外の種雄牛を父牛とする雌牛であること。

なお、黒毛和種以外の肉専用種については、都道府県が地域の多様な系統群の確保に必要と認める系統の繁殖雌牛であること。

オ 別表2－1に定める利用上位の種雄牛及び別表2－2に定める繁殖雌牛の父牛として利用が多い種雄牛以外の種雄牛を父牛とする希少な父牛に由来する雌牛であること。

(2) 第1の1の(2)の一定期間とは、購入後48か月以上とすること。ただし、この一定期間中にやむを得ない事故等があり、公募団体Bの長がこれを承認した場合はこの限りでない。

(3) 公募団体Bは、(2)のただし書により承認した場合には、その結果を理事長に報告すること。

5 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備

(1) 生産者集団等は、第1の1の(3)の事業の実施に当たり、次のアからウまでのとおり取り扱うこととする。

ただし、第1の1の(3)のアの(イ)でリース事業者から借り受ける簡易牛舎等については、「畜産業振興事業の実施について」の4の(2)、12の(10)から(12)まで及び13の(1)の施設整備に係る規定に従うものとする。

ア 生産者集団等（代表者）として会計の処理を行うこと。

イ 生産者集団等において肉用牛の生産性向上に関する計画を作成し、当該計画において、取得する施設等の位置付けを明確にすること。

ウ 生産者集団等は管理利用規程を設けるとともに、その管理運用を生産者集団等の構成員に行わせる場合にあっては、当該構成員と貸付契約を締結すること。

(2) 第1の1の(3)のアの(イ)又はイの(イ)の事業に係る補助金の返

還等

公募団体Bは、簡易牛舎等又は子牛用器具機材の処分制限期間（独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号に定める処分制限期間をいう。以下同じ。）内において、生産者集団等から当該施設等の利用状況の報告を受け把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認めるときは、生産者集団等に対し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。なお、処分制限期間内において、事業を中止しようとする場合は、「畜産業振興事業の実施について」14の（5）の規定に基づき公募団体Bが別に定める額を返還するものとする。

ア リース契約を解約又は解除したとき。

イ 構成員が経営を中止したとき。

ウ 処分制限期間内に借り受けた簡易牛舎等又は子牛用器具機材が消滅又は消失したとき。

エ 申請書等に虚偽の記載をしたとき。

オ リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき。

カ 変更の届出、報告等を怠ったとき。

キ その他理事長が必要と認めるとき。

6 繁殖雌牛の飼養台帳の整備

公募団体B又は生産者集団等は、繁殖雌牛の増頭計画を提出した生産者ごとに肉専用種繁殖雌牛台帳を作成し、育種価を確認できる書類及び個体識別番号等で確認するとともに、これを保管するものとする。

7 飼料自給率の向上

第1の1の（3）の事業の生産者集団等は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」（平成18年3月31日付け17生畜第2867号農林水産省生産局長通知）に基づく飼料自給率向上計画（以下「飼料自給率向上計画」という。）を作成していること。

8 特定地域肉用牛等広域処理円滑化支援

公募団体Bは、第1の1の（5）の事業に規定する海上輸送に係る補助金単価について、第3の1の事業実施要領に定めるものとする。

9 地方特定品種等の振興

（1）地方特定品種等

第1の2の（1）の地方特定品種等とは、褐毛和種、日本短角種、無角和種及びこれらの雌牛に黒毛和種の雄牛を交配して生産されたものをい

う。

(2) 奨励金単価の制定等

公募団体Bは、第1の2の(1)の事業に規定する奨励金の単価について、第3の1の事業実施要領に定めるものとする。

(3) 飼養頭数の維持・増頭に関する取組支援

ア 飼養頭数の維持・増頭計画

第1の2の(1)のエの事業の生産者集団等は、同アの飼養頭数の維持・増頭に向けた計画を策定すること。

イ 機器等の導入

(ア) 生産者集団等(代表者)として会計の処理を行うこと。

(イ) 生産者集団等は管理利用規程を設けるとともに、その管理運用を生産者集団等の構成員に行わせる場合にあっては、当該構成員と貸付契約を締結すること。

10 離島等及び山振地域における肉用牛振興

(1) 山振地域子牛流通活性化

第1の2の(2)のイの奨励金の交付対象者は、事業実施年度の前年度に交付対象となる肉専用種の子牛が上場される家畜市場において肉専用種の子牛の購入実績がない生産者とする。

(2) 優良子牛適正出荷推進

ア 奨励金交付対象牛

第1の2の(2)のウの(ア)の奨励金の交付対象となる子牛は、出荷される子牛の体軀等が都道府県内の平均水準を下回る等の現状の改善を図るための取組を行っている地域で生産された子牛であって、地域で定める優良子牛の基準を満たす子牛とする。

イ 器具機材等の導入

(ア) 器具機材等の導入は、第1の2の(2)のウの(ア)の取組を行っている地域を対象とする。

(イ) 生産者集団等(代表者)として会計の処理を行うこと。

(ウ) 生産者集団等において肉用牛の生産性向上に関する計画を作成し、当該計画において、取得する施設の計画上の位置付けを明確にすること。

(エ) 生産者集団等は管理利用規程を設けるとともに、その管理運用を生産者集団等の構成員に行わせる場合にあっては、当該構成員と貸付契約を締結すること。

(3) 奨励金単価の制定等

公募団体Bは、第1の2の(2)の事業に規定する奨励金の単価について

て、第3の1の事業実施要領に定めるものとする。

1.1 家畜共済等の積極的な活用

公募団体Bは、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、第1の1の(1)の参加者、(2)の繁殖雌牛の貸付けを受ける生産者、(3)の簡易牛舎、資材、器具機材又は子牛用器具機材の管理運用を行う生産者集団等の構成員に対し、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

1.2 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

(1) 公募団体Bは、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和6年12月20日付け6環バ第278号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、交付申請時に当該通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「環境負荷低減チェックシート」という。）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、環境負荷低減チェックシートを機構に提出するものとする。

また、実績報告時には、当該環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを機構に提出するものとする。

(2) 事業を自ら実施する生産者集団等及び利用組合並びに事業に参加する全ての生産者は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」に基づき、当該別添通知の環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、環境負荷低減チェックシートを公募団体Bに提出するものとする。

また、実績報告時には、当該環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを公募団体Bに提出するものとする。

(3) 公募団体Bは、事業を自ら実施する生産者集団等及び利用組合並びに事業に参加する全ての生産者から当該環境負荷低減チェックシートを収集し、その一覧を第5の1の交付申請時、第5の2の変更承認申請時及び第6の実績報告時に機構へ提出するものとする。一覧には、生産者集団等及び利用組合並びに生産者の氏名等及び住所（都道府県）を含めることとする。

1.3 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

公募団体Bは、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、第1の1の(1)から(3)まで及び(5)、第1の2の(1)のウ及びエ並び

に第1の2の(2)のアの(ウ)及びウの事業に参加しようとする生産者集団等の構成員が、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認するものとする。

- (1) 令和7年度に、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）第2の(1)に定める配合飼料価格安定基金をいう。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下この13において「契約」という。）の締結をしている者であること。
- (2) 令和6年度及び令和7年度のいずれも契約を締結していない者であること。
- (3) 令和6年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和7年度に契約を締結していない者であること。

第3 事業の実施

1 事業実施要領の作成

公募団体Bは、事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成して、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業実施計画の作成

生産者集団等及び利用組合は、事業の実施に当たっては、事業実施計画を作成し、公募団体Bに提出するものとする。

公募団体Bは、提出された事業実施計画を取りまとめ、別紙様式第1号の別紙を内容とする事業実施計画を作成するものとする。これを変更する場合も同様とする。

3 都道府県知事との協議等

都道府県を区域とする公募団体Bは、1及び2を作成した上で、都道府県知事に協議するものとする。これを変更する場合も同様とする。

また、全国又は複数の都道府県を区域とする公募団体Bは、第1の1の(3)の事業の実施に当たっては、2を作成した上で、都道府県知事に協議するものとする。これを変更する場合も同様とする。

なお、全国又は複数の都道府県を区域とする公募団体Bは、第5の1の交付申請、第5の2の変更承認申請書及び第6の実績報告書を理事長に提出した後、事業参加農家の所在する都道府県畜産主務課にその写しを届け出るものとする。

第4 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表3に定める補助対象経費及び補助率により、公募団体Bが第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第5 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

公募団体Bは、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号の肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。また、別紙様式第1号の写しを公募団体Aに提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

公募団体Bは、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。また、別紙様式第2号の写しを公募団体Aに提出するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 公募団体Bは、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

第6 事業の実績報告

公募団体Bは、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日（事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日）までに別紙様式第4号の肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）実績報告書を理事長に提出するものとする。また、別紙様式第4号の写しを都道

府県知事及び公募団体Aに提出するものとする。

第7 運営状況の報告

生産者集団等は第1の1の(3)の事業のうち、「畜産業振興事業の実施について」の4の(2)で規定された補助対象施設等にあつては、整備が完了した年度の翌年度から起算して5年間は、毎年度、遅滞なく運営状況報告書を作成し、公募団体Bに報告するものとする。

公募団体Bは、提出された運営状況報告書を取りまとめの上、別紙様式第5号の肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）運営状況報告書を作成し、4月30日までに理事長に報告するものとする。

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

公募団体Bは、機構に対して第5の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

公募団体Bは、1のただし書により申請をした場合において、第6の事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

公募団体Bは、1のただし書により申請をした場合において、第6の事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金

額を上回る部分の金額)を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合(公募団体等自ら又はそれぞれの生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。)であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第9 事業の実施期間

この事業(当面の間、第1の1の(1)の事業を除く。)の事業実施期間は、令和7年度とする。

第10 事業の推進指導等

- 1 公募団体Bは、都道府県及び機構の指導の下、関係機関、関係団体との連携、生産者等に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底、公募団体B、生産者等に対する指導その他の必要な支援に努めるものとする。

第11 帳簿等の整備保管等

- 1 公募団体Bは、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、処分制限期間が経過するまで、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。
- 2 1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 3 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、公募団体Bに対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

(別表 1)

第 2 の 3 の (1) の イ 関 係

事故等	要件
死亡	農場等で死亡した場合 (獣医師より検案書等の交付又は農業共済において死亡事故認定を受けたものであって、と畜場で通常と畜されたものを除く。)
廃用	農業共済において以下の廃用事故認定を受けた場合 (1) 疾病、傷病によって死にひんした場合 (2) 不慮の厄災によって救うことのできない状態に陥った場合 (3) 骨折、は行、両目失明、B S E、牛伝染性リンパ腫(以下「B L」という。)、創傷性心臓のう炎又は特定の原因による採食不能であって治癒の見込みのないものによって使用価値を失った場合 (4) 行方不明(盗難の場合を含む。)となった日から 3 0 日以上生死が明らかでない場合
とう汰	B L のリアルタイム P C R による定量検査等の結果、他の牛への感染拡大リスクが高い牛をとう汰した場合 (とう汰(自主とう汰を含む。))により、B L の感染拡大防止を実施し、かつ、清浄化の早期達成が見込まれる場合に限る。なお、農業共済において廃用事故認定を受けた場合を除く。)
その他	災害救助法(昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号)の適用若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 3 7 年法律第 1 5 0 号)の指定を受けた市町村において、当該繁殖雌牛を飼養する畜産関連施設(6 次産業化関連施設を除く。)の被害に関する罹災証明の交付を受けた場合

(別表 2－1)

第 2 の 4 の (1) のエ及びオ関係

No	名号	登録番号	No	名号	登録番号	No	名号	登録番号
1	梅華福	黒原 5979	6	貴隼桜	黒原 5976	11	福之姫	黒原 5689
2	紀多福	黒原 6059	7	夏百合	黒原 5815	12	安亀忠	黒原 5908
3	北美津久	黒 15433	8	二刀流	黒 15391	13	百合美	黒 15380
4	耕富士	黒原 5400	9	秀幸福	黒原 5406	14	百合未来	黒原 5996
5	関平照	黒原 5986	10	福之鶴	黒 15451	15	若百合	黒原 5553

(別表 2－2)

第 2 の 4 の (1) のオ関係

No	名号	登録番号	No	名号	登録番号	No	名号	登録番号
1	愛之国	黒原 5747	35	拓忠平	黒原 6224	69	福晴茂	黒原 6062
2	秋忠平	黒原 5460	36	忠富士	黒原 4369	70	福増	黒原 5273
3	梅華福	黒原 5979	37	知恵久	黒 15080	71	福増鶴	黒 15455
4	奥晴花	黒 15500	38	美百合	黒原 6279	72	富久竜	黒 15026
5	勝金幸	黒原 6182	39	鉄晴幸	黒原 6188	73	藤平福	黒原 6415
6	勝忠平	黒原 3800	40	照日向	黒 15410	74	正忠平	黒原 6441
7	勝俊桜	黒原 6266	41	豊奨菊	黒 15324	75	丸宮土井	黒原 4549
8	勝乃幸	黒原 5630	42	直太郎	黒原 5313	76	満天白清	黒 15024
9	勝早桜 5	黒 14289	43	奈緑	黒 15527	77	美国桜	黒原 5204
10	勝平正	黒原 4349	44	奈津勝	黒原 6181	78	美国白清	黒 15271
11	勝美糸	黒原 5957	45	夏百合	黒原 5815	79	美津金幸	黒 15056
12	勝美桜	黒 15152	46	奈津百合 1	黒原 5928	80	美津照重	黒 13968
13	菊福秀	黒原 4059	47	二刀流	黒 15391	81	光平照	黒 14057
14	北平白鵬	黒 15744	48	野喜久	黒原 6347	82	美津百合	黒原 4990
15	紀多福	黒原 6059	49	白鵬 85 の 3	黒原 5360	83	美穂国	黒原 4617
16	北福波	黒原 3793	50	珀百合	黒原 6373	84	宗守富士	黒原 6017
17	北美咲	黒原 6340	51	白隆鵬	黒 15467	85	源茂勝	黒原 6008
18	北美津久	黒 15433	52	華勝栄	黒原 6204	86	桃白鵬	黒原 6214
19	銀恣	黒 15499	53	花清光	黒原 5595	87	安亀忠	黒原 5908
20	金太郎 3	黒原 5271	54	花国安福	黒原 4899	88	安茂勝	黒原 4006
21	耕富士	黒原 5400	55	華忠良	黒原 5564	89	安福久	黒原 4416

22	幸紀雄	黒原 5297	56	花之福	黒原 6112	90	百合勝安	黒原 5284
23	幸男	黒原 6235	57	華春福	黒原 4756	91	百合茂	黒原 4086
24	茂晴花	黒 14619	58	久茂福	黒原 5488	92	百合白清 2	黒原 5361
25	茂洋	黒原 4257	59	秀菊安	黒 13747	93	百合美	黒 15380
26	茂福久	黒原 5837	60	英貞	黒原 6080	94	百合未来	黒原 5996
27	白清誉	黒 15562	61	秀幸福	黒原 5406	95	喜亀忠	黒原 5136
28	真乃介	黒原 6136	62	秀正実	黒原 5401	96	吉重 75	黒原 6348
29	聖香藤	黒原 5642	63	秀百合久	黒原 6018	97	芳之国	黒 14203
30	関平照	黒原 5986	64	平茂晴	黒原 3712	98	芳悠土井	黒原 4945
31	第1花国	黒 12510	65	博紅葉	黒原 6225	99	好平茂	黒原 5151
32	隆之国	黒 13809	66	福勝鶴	黒 15576	100	諒太郎	黒原 5605
33	隆之姫	黒 15644	67	福之鶴	黒 15451	101	若百合	黒原 5553
34	貴隼桜	黒原 5976	68	福之姫	黒原 5689			

(別表3)

第4関係

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1 肉用牛生産基盤強化対策事業	公募団体Bが次に掲げる事業を行うのに要する経費。また、生産者集団等が第1の1の(1)から(3)まで若しくは(5)の事業を行う場合は利用組合が第1の1の(4)の事業を行う場合に、その実施に要する経費を公募団体Bが補助するのに要する経費。	
(1) 中核的担い手育成増頭推進	優良な繁殖雌牛の増頭実績に応じた奨励金の交付	第2の3の(2)のアからオまで又は本要綱の附則(平成26年4月1日25農畜機第5675号)の5の要件を満たす雌牛にあつては1頭当たり80千円以内 第2の3の(2)のアからエまで及びカの要件を満たす雌牛にあつては1頭当たり100千円以内
(2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保	繁殖雌牛導入奨励金の交付	第2の4の(1)のアからエまでの要件を満たす雌牛にあつては1頭当たり60千円以内 第2の4の(1)のアからウまで及び

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
(3) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備	ア 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等 (ア) 簡易牛舎等の導入 (イ) 簡易牛舎等をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減 イ 子牛の健康維持に資する器具機材 (ア) 子牛用器具機材の導入 (イ) 子牛用器具機材をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減	オの要件を満たす雌牛にあつては1頭当たり90千円以内 1/2以内 リース料のうち、簡易牛舎等の取得価格相当額の1/2以内 1/2以内 (ただし、細霧装置については1経営体当たり1,000千円以内、子牛用ヒーターについては1経営体当たり700千円以内) リース料のうち、子牛用器具機材の取得価格相当額の1/2以内 (ただし、細霧装置については1経営体当たり1,000千円以内、子牛用ヒータ

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
(4) 肉用牛ヘルパー推進	ア 肉用牛ヘルパーの組織化のための協議会の開催、計画策定 イ 肉用牛ヘルパーの適正運営のための機具の整備等 ウ 肉用牛ヘルパー要員の確保のための募集活動、傷害保険等の加入促進 エ 肉用牛ヘルパーの出役調整 オ 肉用牛ヘルパーに係る研修会等の開催 カ 肉用牛ヘルパーに必要な機具の借上げ キ 傷病時等、高齢者等及び放牧管理時を対象とした肉用牛ヘルパーの利用促進	一については1経営体当たり700千円以内) 1／2以内
(5) 特定地域肉用牛等広域処理円滑化支援	離島等において発生した死亡牛を島外の死亡牛処理施設等で処理する場合における、死亡牛の回収のための専用容器等の海上輸送	定額 (ただし、専用容器等の海上輸送1回当たりに要する経費の2／3以内)
(6) 肉用牛振興推進指導	(1) から(5)までの事業を円滑に実施するための会議の開催、先進事例の調査、肉用牛ヘルパーの実態調査及び推進指導	定額
2 地域の特色のある肉用牛振興	公募団体Bが次に掲げる事業を行うのに要する経費。また、生産者集団	

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
対策事業	等が2の(1)又は(2)の事業を行う場合に、その実施に要する経費を公募団体Bが補助するのに要する経費	
(1) 地方特定品種等の振興	ア 地域の生産、販売計画の策定、周知 品種の特徴を活かした給与飼料、飼養管理や肉牛出荷等の生産、販売及び飼養頭数の維持・増頭に向けた計画の策定、周知の取組 イ 特徴ある牛肉生産等 特徴ある牛肉生産のため行う、放牧地の利用向上に係る放牧地の整備、有機飼料等の生産、まき牛の導入、多様な系統群を確保するための他の都道府県からの種雄牛の導入、粗飼料多給のための飼料生産及び実践農家等の認証等の取組 ウ 計画出荷対策 地域で定めた出荷計画に基づく肥育牛の出荷時期調整に対する奨励金の交付 エ 飼養頭数の維持・増頭に関する取組支援 (ア) 効率的な生産体制の構築のための性判別精液及び遺伝的多様性の確保を図るための希少系統の精液を活用した子牛生産の支援 (イ) 放牧等における繁殖性を向上するための発情発見装置及び分娩監視装置等の機器等の導入 (ウ) 遺伝的に優良な雌牛から受精卵を効率的に確保・利用するための受精卵採取及び移植の取組	1 / 2 以内 1 / 2 以内 (ただし、まき牛1頭当たり400千円以内) 定額 (ただし、出荷時期調整に要する経費の1 / 2 以内) 1 / 2 以内 (ただし、精液1本当たり8千円を上限とする。) 1 / 2 以内 1 / 2 以内 (ただし、受精卵の採取について

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
(2) 離島等及び山振地域における肉用牛振興		は、1回当たり 17千円を上限とする。)
	ア 離島等子牛流通活性化	
	(ア) 離島等子牛を、当該離島等に住所を有しない肉用牛の生産者が家畜市場において購入する場合における当該購入者に対する奨励金の交付	定額
	(イ) 離島等子牛に係る集出荷計画の策定、家畜取引情報の収集及び提供	2/3以内
	(ウ) 離島等の生産者が離島等子牛を島外の家畜市場に出荷する場合における当該出荷者に対する奨励金の交付	定額
	イ 山振地域子牛流通活性化	定額
	山振子牛を、当該山振地域の所在する都道府県内に住所を有する肉用牛の生産者が山振地域内の家畜市場において購入する場合における当該購入者に対する奨励金の交付	
	ウ 優良子牛適正出荷推進	
	(ア) 離島等及び山振地域に住所を有する肉用子牛の生産者が、離島等子牛及び山振子牛を家畜市場に出荷する場合における当該出荷者に対する奨励金の交付	定額
	(イ) 肉専用種の子牛の斉一化を図るために必要な器具機材等の導入への補助	2/3以内
	エ 子牛流通活性化推進	2/3以内

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
(3) 地域の特色のある肉用牛生産推進指導	離島等及び山振地域の子牛流通活性化推進をするための普及推進活動 (1) 及び (2) の事業を円滑に実施するための会議の開催及び推進指導	定額